

奈良県告示第四十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、安部土地改良区の役員が次のとおり退任し、及び就任した旨、同土地改良区から届出があった。

平成二十三年四月二十六日

奈良県知事 荒井正吾

一 退任役員の役名、氏名及び住所

理事	上田 市夫	北葛城郡広陵町安部五六七	
〃	古山 佳勇	〃	七四八
〃	乾 善徳	〃	七七五
〃	久保 忠雄	〃	一二九一二
〃	清水 芳司	〃	四一二
〃	乾 善輝	〃	七八二一二
〃	巽 利弘	〃	五七三
〃	巽 公郎	〃	五二六一二
〃	和田 信治	〃	七八四
〃	吉川 正人	〃	八〇三
〃	古山 隆副	〃	六〇八
〃	古山 功	〃	五五二
監事	田辺 義信	〃	三四六
〃	杉田 利一	〃	七六三

二 就任役員の役名、氏名及び住所

理事	上田 市夫	北葛城郡広陵町大字安部五六七	
〃	古山 佳勇	〃	七四八
〃	乾 善徳	〃	七七五
〃	久保 忠雄	〃	一二九一二
〃	岡橋 庄一郎	〃	四一九
〃	乾 善輝	〃	七八二一二
〃	巽 利弘	〃	五七三
〃	古川 喜幸	〃	三四〇

〃	監事	〃	〃	〃	〃
杉田	出井	古山	古山	吉川	寺田
利一	睦治	功	隆副	正人	惣一
〃	〃	〃	〃	〃	〃
七六三	三二五 一四	五五二	六〇八	八〇三	五二五 一 二